

# 出荷制限期間中の牛の と畜場への搬入事例が発生！

7月21日管内で、と畜検査中に留置針の残留が確認されました。当該牛の病歴及び投薬歴の申告はなく、臨床獣医師に確認したところ、と畜前の使用禁止期間を経過していない投薬歴があったことが発覚しました。

当該畜の枝肉、内臓は廃棄されています。

## と畜場へ出荷する際は…

- ・投薬歴を確認し、出荷禁止期間でないことを確認！
- ・牛は直近3ヶ月の病歴及び投薬歴を報告！
- ・牛以外は直近2ヶ月の病歴及び投薬歴を記載！
- ・生物学的製剤(ワクチン等)接種後20日以内の出荷は控える！

※ 注射針等の残留にも注意してください！

病歴・医薬品使用報告書




詳細は北海道早来食肉衛生検査所のホームページを参考にしてください

◆ 管内2例目の生乳への抗菌性物質残留事故も発生しています。対策を徹底し、発生防止に努めましょう。

- ☑ マーキングは複数実施！
- ☑ 治療牛は隔離飼養！
- ☑ 作業者間で治療牛の情報共有を徹底！

北海道網走家畜保健衛生所

電話:(0157)36-0725 休日・時間外:090-1640-9721